



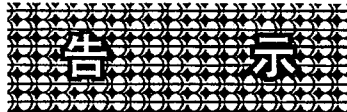
長野県報

10月16日(水)
平成14年
号外

目次

告示

長野県教育委員会教育長の職務を代理する者..... 1



○長野県教育委員会告示第4号

長野県教育委員会教育長が欠員のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定により、教育委員会事務局教育次長瀬良和征がその職務を代理する。

平成14年10月16日

長野県教育委員会

総務課